## 林業普及指導事業の在り方に関する懇談会における検討の視点(案)

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
1 . 林業普及指導事業の意義と役割			
林業普及指導事業の意義と基本的役割	林業普及指導事業は、制度発足当初から、 試験研究機関と行政、森林所有者等との橋渡し 役として、都道府県の普及指導職員が森林所有 者等に直接的に、森林・林業に関する技術及び 知識の普及並びに森林施業に関する指導を行い、 林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整 備等を促進し、林業の振興や森林の有する諸機 能の高度発揮を図ってきた。	境変化等を踏まえ、今後の事業 の意義・基本的役割をどう位置 づけていくか。	
	森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の持続的発揮を旨として適正な整備保全を図ることとしているとともに、これを実現するために林業の持続的かつ健全な発展を図ることとしている。他方、近年は、木材価格の長期低迷により林業の採算性が大幅に悪化しており、森林所有者の林業経営意欲が減退している。	森林・林業に関する課題が 多様化する中、関係機関や森林 所有者等が普及組織に求めてい	
	普及事業については、限られた体制の中にあって、林政の課題の多様化に対応し、活動の領域が拡大している。このため、その姿や成果が見えづらくなっているとの指摘がある。		・普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい
	地方分権改革推進会議中間報告では、農業	林業普及指導事業について	・被害の初期段階から相談でき

の普及員について「普及事業の制度創設時と現 も現行の仕組みと取り組みの範 る場を強く求めたい 在を比較すると、農業を取り巻く環境や農業の団・内容の関係はどう評価され 担い手の在り方が大きく変化する中で、基本的るか。 な仕組みが変わらず、農業改良普及員という公 務員による行政の仕組みとして、1万人近い規 模で維持されていることの是非が検討されなく てはならない。」としている。

林業普及指導事業 対象

森林の多面的機能の発揮等森林に対する国 が取り組むべき課題・民の要請に的確に応えるため、多様な森林整備の意義、役割を踏まえ、現在のて林業者の問題を解決して欲し を推進することが必要であり、その推進に当た一普及指導運営方針にも照らし、 っては、森林・林業の理解者・支援者を育成す一林業普及指導事業が取り組むべ ることが重要となっている。

> 厳しい林業情勢の中で林業の持続的かつ健 全な発展を図るためには、森林の施業や経営の 受託等による林業経営の改善、機械化の促進、 林産物の供給と利用の確保への対応が求められ ている。また、担い手の生活根拠でもある山村 の振興が必要である。

> 森林所有者等の技術水準や経営意欲にばら つきがあることや経営手法の多様化が進む中で、 地域を一括りにした画一的な普及方法を用いる のではなく、地域ごとの必要性に応じて課題と 対象者の絞り込みを図りつつ重点的に取り組ん でいくとの方針の下に普及指導に取り組んでい る。

き課題や対象はどうあるべき・被害の初期段階から相談でき

- 今日的な林業普及指導事業・普及職員が専門知識を活かし
  - る場を強く求めたい
  - ・林業が成り立たなくなってい る中で放置されている森林の扱 いについて、森林所有者からの 声があがらないが、放っておく と多面的機能にも影響が出る。 こうした問題に対しても取り組 おべき
  - ・採算性の合う森林が少ない現 状にあることから、下流域、異 業種の人たちを巻き込んだ森林 整備への取組に対する普及指導 を推進すべき
  - ・最近の傾向として住民が主体 として実施すべきとの考え方も あり、運営方針策定等に当たっ ては地域の合意形成を図った上 で地域住民の意志を反映するこ とが落としどころかもしれない

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
2.民間との役割分担・連携について			
林業普及指導事業 における民間の力の活 用	地方分権改革推進会議中間報告では農業改良普及事業について、「地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて検討する。その際には、民間の力の活用も弾力的に検討されるべき」としている。 森林組合の経営指導、大規模林家を主体とした税理士や会計士の活用、林業機械メーカー、種菌メーカーのサービス活動が行われている。	て、民間の力を活用すべき分野、 活用する組織・人材及び活用シ	
森林組合の指導事業との連携の在り方	森林組合が行う森林の経営に関する指導は、 組合員を対象に、森林組合職員が技術的・経営 的指導を行い、組合員の技術レベルの確保に寄 与。 一方、林業普及指導事業は、新技術の実証と 林家等への普及を図ることにより、間伐の促進 等森林・林業に関する地域の課題解決に向けて 活動。 林業普及指導事業と森林組合による経営指導 は性格の異なるもので相互に補完的な関係にあ る。	林業普及指導事業との役割分担 や連携の在り方は今後どうある べきか。	

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
3. 林業普及指導事業 の仕組みや組織体制の 在り方について			
試験研究機関との連携の在り方	普及指導職員が試験研究機関に対して、地域ニーズを踏まえた技術開発課題を要請し、試験研究成果について実証を行い、地域の条件・特性に応じた技術として現場に普及している。 地域のニーズに対応した試験研究の成果を迅速に普及していく観点から、試験研究機関との取組課題の共有化に取り組んでいる。	国の研究開発、都道府県の研究開発と林業普及指導事業との連携の在り方はどうあるべきか。 また、大学及び民間による研究開発とどう連携をとるか。	
林業普及指導事業 の効率的効果的な実施 体制		発揮のための森林施業、効率的かつ安定的な林業経営の確立、 国民参加の森林づくりの推進等 多様化・高度化する林業政策の 課題に対応した普及組織体制は どのようにあるべきか。	・市町村合併の動きの中で普及 指導区の配置について見直す必

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
4.普及指導職員の機			
能とその強化について			
	林業専門技術員については国が、林業改良 指導員については都道府県が、その資格試験を 実施し、試験合格者等を普及指導職員として任 用することで一定の普及指導水準を確保。	の方策についてどのように考え	・地方で林業をやっている人と 話していると、普及指導職員が 十分認知されていないと感じる
	普及指導職員資格制度等検討会報告において、「森林・林業に関する教育機関の変化・多 様化に対応するとともに、幅広い視点を持ち意	するとの観点から、普及指導職 員資格試験の受験資格以外につ	
	協化に対応することでは、幅広い視点を持ち息欲ある人材を林業専門技術員とすることに鑑み、大学・短大卒業者の履修課程の区分を廃止、大学院卒業者を学歴区分に加える等林業専門技術員の受験資格、試験方法の見直しが必要」とされており、今後制度の改正について検討。	き点があるか。	では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
普及指導職員の資 質向上方策	森林・林業に対する国民の要請や林政の課題の多様化の中で、普及指導職員の技術及び課題解決に係る指導能力の向上が重要な課題となっている。	れる資質をどのように考える	
	普及指導職員資格制度等検討会報告において、「林業専門技術員の専門項目を再編成し、生物多様性、林産物のマーケティング、森林の多様な利用、合意形成手法等新たな林政の課題に対応する分野を強化する」こととされており、今後、専門項目の再編成について検討する。		

主な検討課題	現状・指摘等	検討の視点	第1回検討会における主な意見
5.林業普及指導事業における国と都道府県の役割			
意義と必要性	森林の公益的機能の効果が広範囲に及び、 国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすに保 に鑑みると、森林整備の水準は一定以上に保 の水準は一定以上に保 の水準は一定以上に保 の事業として統一的な方針の下、林業普及指導 事業を実施し、森林整備の担い手である 高 な 大術の水準を一定以上に保 の を 大統の水準を 一定保 で の を 大統の 大 大 の 大 の 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ることの意義と必要性について	
	地方分権改革推進会議中間報告では、「国 と地方の役割分担を検討するに当た方公共の 創設から長期間が経過していする の事務事業について、人件費に対する 事務事業について、大件費に対する 事務事業について、大件費に対する 事務事業にの見いで が、大学をでは、 の事務事業にの見いで のの の実情による が、 のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	な事業運営を円滑にするための 国の役割、関与の在り方につい	

都道府県は、 林業普及指導実施方針の策定、 普及指導職員の設置、普及活動の実施、 林業改良指導員資格試験の実施等を行っている。

## 普及指導職員の必 置規制

地方分権改革推進会議中間報告では農業改 良普及事業について、「普及行政の必要性を否」普及手当に関する規定について 定するものではないが、地域の実情に応じて弾しどのように考えるか。 力的に事業運営ができるよう、地方分権の趣旨 を踏まえて検討すべき。その際、普及員の必置 規制や普及手当に関する規定の在り方、一般財 源化を含め、交付金の在り方について検討すべ き」とされている。

## 林業普及指導交付

林業普及指導事業は、国と都道府県が一体 となって実施する協同事業として実施しているの在り方についてどのように考 ものであり、林業普及指導事業交付金は、そのえるか。 財政的裏付けとして、普及指導職員の設置や活 動に必要な基礎的経費を国として交付している。 交付金という形態をとることにより、都道府県 における林業普及指導事業の実施において、自 主性を発揮させ弾力的な運営を可能にする一方、 国の施策推進上必要な普及水準を安定的に確保 することが可能となっている。

普及指導職員の必置規制、

一般財源化を含め、交付金